参議院比例代表選出議員選挙に係る供託事務について

第１　供託の時期について

　選挙期日又は回次を明確にする等によっていずれの選挙に係る供託であるかを特定することができれば、いつでも構わない。

第２　供託書の記載方法について（記載例については、別紙参照）

（１）供託書の様式

　ＯＣＲ用供託書を用いること。

（２）法令条項欄

　「公職選挙法第92条第3項」と記載すること。

（３）供託者の住所氏名欄

　参議院名簿届出政党等の名称、本部の所在地及び本部の代表者の氏名を記載すること（その際、氏名の前に「代表者」等、その者の資格について記載すること。また、供託書に本部の代表者の印を押印する必要はない。）。

（４）被供託者の住所氏名欄

　「国」と記載すること。

（５）供託の原因たる事実欄

　次の記載に準ずるものとすること。

1. 選挙期日の公示後に供託する場合

「供託者は、令和７年　月　日に行われる参議院議員の通常選挙につき、参議院比例代表選出議員選挙の選挙長に対し公職選挙法第８６条の３第１項の規定に基づく参議院名簿による立候補の届出をするため、６００万円に当該参議院名簿登載者の数（○○名）を乗じて得た金額を供託する。」

1. 選挙期日の公示前に供託する場合

「供託者は、令和７年７月２８日任期満了により行われる第２７回参議院議員通常選挙につき、参議院比例代表選出議員選挙の選挙長に対し公職選挙法第８６条の３第１項の規定に基づく参議院名簿による立候補の届出をするため、６００万円に当該参議院名簿登載者の数（○○名）を乗じて得た金額を供託する。」

（６）備考欄

　「官庁の名称　参議院比例代表選出議員選挙選挙長」と記載すること。

第３　「代表者資格証明書の提示等」について

　法人等が供託を行う場合には、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第14条の規定に基づき、「代表者の資格を証する書面」（以下「資格証明書」という。）を提示し、又は供託書に添付しなければならないが、参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等が行う供託については、次の区分に従って、それぞれ取り扱うこととする。

（１）供託者が登記された法人であるとき

　供託者が政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第4条の規定に基づく法人である政党その他の政治団体の場合は、原則として資格証明書の提示は不要である。

ただし、当該法人が登記申請中であり、その登記が完了していないときは、供託規則第14条第1項に定められた次の書面を提示しなければならない。

　登記所の作成した資格証明書

（具体的には、登記所の発行する、現在事項全部証明書、代表者事項証明書等がこれに該当するため、代表者の変更を伴わない登記申請を予定している場合は、あらかじめ上記証明書を取得しておくことが望ましい。代表者の変更を伴う登記申請を予定している場合は、登記申請前に供託申請をするか、又は登記完了後に新代表者から供託申請をすることとなる。）

　なお、供託規則第9条により、これらの書面は当該証明書の作成後３月以内のものに限られることに留意すること。

（２）供託者が法人でないとき

　法人格を有しない政党等が供託する場合には、供託規則第14条第3項により「定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面」を供託書に添付しなければならないとされており、参議院比例代表選出議員選挙に係る供託においては、次の文書を添付しなければならない。

①　党則、綱領等（以下「綱領等」という。）中に政党その他の政治団体の名称、　本部の所在地及び代表者についての具体的な定めがある場合

　→　「綱領等」

（当該政党等の綱領等に相違ない旨を代表者が奥書証明し、当該綱領等が過去３月以内に決定されたものでない場合には、その後代表者に変更がない旨を併せて奥書証明すること。複数枚にわたる場合であっても、契印は不要である。）

②　綱領等中に政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者についての具体的な定めがない場合

→　「綱領等」及び「代表者の選任を証する議事録等」

（「綱領等」については、当該政党等の綱領等に相違ない旨を代表者が奥書証明し、「代表者の選任を証する議事録等」については、それが過去３月以内に作成されたものでない場合には、その後代表者に変更がない旨を奥書証明すること。複数枚にわたる場合であっても、契印は不要である。）

なお、次の書面も「代表者の選任を証する議事録等」として認めることとする。

ア　供託者が公職選挙法第86条の7第4項の告示がされている政党その他の政治団体であるとき。

→　当該告示が登載された官報の写しに当該政党代表者が「これは、令和○年○月○日の官報の写しである。」旨を奥書証明したもの。

（なお、当該告示の日から３月を経過している場合には、その後当該代表者について変更がない旨を併せて奥書証明すること。複数枚にわたる場合であっても、契印は不要である。）

イ　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条に基づく届出をしている政治団体であるとき。

→ 政治資金規正法第6条に基づく届出書の写し（届出事項に異動があった場合には、第7条に基づく異動届の写しを付して）に、「これは、政治資金規正法第6条（第7条）の規定に基づく届出書の写しであることを証明する。令和○年○月○日　総務省自治行政局選挙部政治資金課長」と奥書証明されたもの。

なお、この証明書は、発行後３月以内のものに限られる(供託規則第9条)。

第４　その他

　振替国債を供託する場合には、供託者の振替口座簿から供託所の振替口座簿への振替手続が必要となることから、供託所での供託書正本の交付は供託書を提出した翌日以降となる。また、土曜、日曜及び祝日は、口座管理機関（銀行、証券会社等）が業務を行っていない場合があるので、これらの点に留意すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 金　　　銭 | 振　込　方　式 | 振　替　国　債 |
| 供託書正本交付日 | 当　　　日 | 振 込 日 以 降 | 翌　日　以　降 |
| 供託物の納入を  取り扱う機関 | 現金を取り扱う供託所(※)又は日本銀行本支店・代理店 | 供託官が開設した預金口座に振り込む方式（供託者の最寄りの金融機関から振込可能） | 供託しようとする振替国債を管理している口座管理機関 |

　　　　　　※全国の法務局・地方法務局の本局並びに東京法務局八王子支局及び福岡法務局北九州支局

交　　付　　願

　令和７年７月２８日に任期が満了することに伴う第２７回参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙のための供託の手続に必要なため、本政党（政治団体）が政治資金規正法第６条（第７条）の規定に基づき提出した届出書の写しを交付願います。

　令和　　年　　月　　日

　　政党その他の政治団体の名称

　 　本部の所在地

　　代表者の氏名

　総務省自治行政局選挙部政治資金課長　殿

受　　領　　書

　政治資金規正法第６条（第７条）の規定に基づき提出した届出書の写しを確かに受領しました。

　令和　　年　　月　　日

　　政党その他の政治団体の名称

　 　本部の所在地

　　代表者の氏名

　　受領者の氏名

　総務省自治行政局選挙部政治資金課長　殿